

申し合わせ

【田子の浦漁業協同組合・田子の浦漁協遊漁船組合】 遊漁申し合わせ

日中の釣り

- ・釣り開始時間は日の出時間を基準とする。
 - ・午後の釣りは自粛とするが、都合5~6時間内操業で可。（午後中心の操業は控える）
- ※カツオ釣りはこの限りではない。
- ・ヒラメ釣りは12月1日~3月31日までとする。

夜釣りのタチウオ

- ・集魚灯はハロゲン2kw以下とする。
 - ・釣り時間は24時迄の間とするが海況等、都合24時以降可。（但し、5~6時間の釣り時間とする）
- ※早夜、深夜の2回出船は地元漁業者との関係上禁止とする。
- ・アンカー打入は18:00~とする。（但し地元漁業者はこの限りではない）
 - ・職業船は、遊漁者を乗船させた場合は、遊漁船となる。

夜のヤリイカ

- ・ハロゲンの水中灯は2灯以下で合計2kw以下とする。

禁止漁法等

- ・魚礁での錨止め操業。緯度35°07'200N、経度138°40'030E（世界測地系）、入道放水路沖、水深50m付近
- ・一本釣り組合で定められた錨止め禁止区域の錨止め操業。